

## 沖縄県アナログ規制の点検・見直し方針（案）

〔沖縄県知事決定〕

### 1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

こうした問題意識から、国（デジタル臨時行政調査会）では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、この原則を踏まえ、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進めている。

本県においても、デジタル化を推進し、県民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにする必要があるため、国による見直しの動きに合わせて、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本県におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

### 2 点検・見直しの目的

条例等に基づく県独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下、「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、国による法令等の点検・見直しの動きと合わせて、県全体のデジタル化を推進することを目的とする。

本県独自のアナログ規制を見直し、県全体のデジタル化を推進することにより、企業の設備投資の促進や行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、県の業務でも効率化とサービス向上が期待される。

### 3 点検・見直しの位置づけ、推進体制

#### (1) 位置づけ

アナログ規制の点検・見直しは、「新沖縄県行政運営プログラム」及び「沖縄県DX推進計画」において推進することとしている「スマート県庁の構築」の一環として取り組むものとする。

#### (2) 推進体制

ア 沖縄県行財政改革推進本部

方針の決定並びに見直しの徹底、指示及び進捗管理を行う。

イ 沖縄県DX推進本部

見直し対象事務におけるデジタル技術について、活用可否や課題整理等を行う。

ウ アナログ規制改革ワーキングチーム

各部局等における条例等の見直し候補選定、見直し方向のとりまとめを行う。

### 4 点検・見直しの対象範囲

本県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、条例等の中でも、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目に該当する規定以外のものについても、国の点検・見直しの動向を踏まえて、必要に応じて、見直しを行うこととする。

なお、本点検・見直しの対象範囲外とする本県で定める要綱・要領等の規定については、条例等の見直しに準じて、必要な見直しを行うものとする。

### 5 点検・見直しの進め方

#### (1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制）を洗い出す。

#### (2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか）を分類する。

#### (3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ、PHASE）に区分する。

(4) 規制の見直し工程表の策定

以上により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性(要否)、見直し後のフェーズ区分(到達点)、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定する。

(5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施する。

## 6 類型化とフェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用して定めることとする。

(1) 「目視」規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実施監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(2) 「実地監査」規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実施監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(3) 「定期検査・点検」規制

類型	内容
類型 1	第三者検査
類型 2	自主検査
類型 3	調査・測定

PHASE	内容
PHASE 1	定期検査・点検規制
PHASE 2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
PHASE 3	定期の検査・調査・測定の撤廃

(4) 「常駐・専任」規制

類型	内容
類型 1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型 2	主としてモノのチェック等のための専任
類型 3	主として人への対応のための常駐
類型 4	主として人への対応のための専任

PHASE	内容
PHASE 1	常駐・専任規制あり
PHASE 2	デジタル技術等の活用による規制緩和
PHASE 3	常駐・専任規制なし

(5) 「対面講習」規制

類型	内容
類型 1	講習

PHASE	内容
PHASE 1	対面規制あり又は解釈不明確
PHASE 2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
PHASE 3	デジタル完結

(6) 「書面掲示」規制

類型	内容
類型 2	公的証明書等の掲示
類型 4	公的証明書等以外の情報の掲示

PHASE	内容
PHASE 1	デジタル化を一切許容しない
PHASE 2	一部許容している
PHASE 3	デジタルによる掲示を基本とする

(7) 「往訪閲覧」規制

類型	内容
類型 3	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型 4	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

PHASE	内容
PHASE 1	紙・人の介在
PHASE 2	デジタル原則に適合する手段を可とする
PHASE 3	デジタル完結を基本とする

## 7 進行管理

(1) 工程表の策定

全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定する。

(2) 各部等における進行管理

各部等は、上記(1)工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

(3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、沖縄県行政改革推進本部において、毎年度の進捗管理等を行う。

また、毎年度の進捗状況については、県のホームページ等において公表する。